

第36号議案

蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年6月11日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市蒲郡公民館及び蒲郡市三谷公民館に指定管理者制度を導入するため提案する。

蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する
条例

蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 春日浦公園の項の次に次のように加える。

蒲郡市蒲郡公民館

別表第1 蒲郡市西部公民館の項の次に次のように加える。

蒲郡市三谷公民館

別表第2 蒲郡市小江公民館、蒲郡市東部公民館、蒲郡市北部公民館、蒲郡市西部公民館、蒲郡市塩津公民館、蒲郡市大塚公民館、蒲郡市形原公民館及び蒲郡市西浦公民館の項中「蒲郡市小江公民館」の前に「蒲郡市蒲郡公民館、」を、「蒲郡市西部公民館」の次に「蒲郡市三谷公民館」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。